

# 韓国特許庁の産業財産特別司法警察と韓国貿易委員会（KTC）の制度紹介および最新の動向

李 時列<sup>(1)</sup>、金 鍾権<sup>(2)</sup>



## 要 約

近年、知的財産の経済的価値が日増しに大きくなっており、知的財産を通じた中核技術の確保及び保護が個人や企業はもちろん、国家競争力にも非常に重要な要素として評価されている。

本稿では、韓国の知的財産の保護機関として、特許庁に属する産業財産特別司法警察と、産業通商資源部に属する貿易委員会について紹介する。両機関は、強力な制裁措置が可能であり、比較的短い期間で事件を終結させられるという特徴がある。両機関の設立根拠と沿革と共にその主な機能と特徴を整理した上で、統計資料等から最近の動向についても簡略にまとめている。

日本弁理士をはじめとする知的財産権の専門家の方々が本稿を機に韓国のこれらの機関の特徴を理解され、果たして顧客のニーズに合致した結果を得ることのできる機関であるのかを検討する機会となれば幸いである。

## 目次

1. はじめに
2. 産業財産特別司法警察
  2. 1 捜査対象
  2. 2 事件処理の手續及び特徴
  2. 3 技術警察事件の捜査現況
  2. 4 技術警察制度の今後の動向
3. 韓国貿易委員会（Korea Trade Commission）
  3. 1 不正貿易行為調査制度の沿革
  3. 2 貿易委員会の組織
  3. 3 不正貿易行為の調査機能及び特徴
  3. 4 貿易委員会の不正貿易行為の調査現況及び事例
4. おわりに

このような状況において、各国の政府は知的財産保護のために多角度からの努力を続けている。日本でも最近、偽ブランド品等の模倣品の個人輸入に対する規制を強化する関税法改正案が提出される等、知的財産の効果的保護のために関連法令を継続的に整備していると筆者は理解している。

本稿では、韓国における知的財産保護のための機関のうち、特に2つの機関の制度及び活動内容について紹介したい。第一は、特許庁所属の産業財産特別司法警察であり、第二は、産業通商資源部所属の貿易委員会である。

## 2. 産業財産特別司法警察

韓国の特別司法警察（Special Judicial Police）制度は、高度に専門化された機能別・地域・特殊業務について専門性（Specialty）を有しない一般司法警察（General Judicial Police）によっては十分な職務遂行ができないことに鑑み、専門的知識に精通した行政公務員をして法律が定める範囲内で捜査権を付与して捜査させることによって、効率のよい捜査を図るということに根本的な目的を置いている。韓国の刑事訴訟法第245条の10は、森林、海事、専売、税務、軍捜査機関、その他特別な事項について行政公務員が司法警

## 1. はじめに

国際的な競争環境において、特許、商標、営業秘密等の無形の知的財産の経済的価値は日々高まっており、知的財産を通じた中核技術の確保及び保護は、現代社会において個人や企業はもちろん、国家競争力<sup>(3)</sup>の核心的な要素となっている<sup>(4)</sup>。近年、国家間又は地域間の自由貿易協定（FTA）に見られるように、知的財産権の保護は交渉における重要な核心事案として取り扱われる程に各国の差し迫った関心事になっているのが実情である。

察権の付与を受けて捜査活動をすることができるように制度化している<sup>(5)</sup>。とはいえ、関連分野で一般司法警察官の捜査権が消滅するわけではなく、当然ながら、一般警察官は関連分野の犯罪捜査を並行することができる。

韓国特許庁の産業財産特別司法警察（以下「特許庁特司警」という<sup>(6)</sup>）は、韓国の『司法警察官吏の職務を行う者とその職務範囲に関する法律<sup>(7)</sup>』によって定められた犯罪行為に対して一般警察と同一の捜査権限を有し、同一の手続きに従って捜査を進めて立件及び検察への送致をすることができる。

2010年9月に特許庁特司警制度が初めて導入された当時は、商標権侵害罪に業務範囲が限定されていた。その後、2019年3月の法改正によって、特許権・デザイン権侵害罪、及び『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』による営業秘密の取得・使用・漏洩罪、商品形態模倣（dead copy）の取り締まりにまで捜査権が拡大され、いわゆる「技術警察」が導入されるに至った。

さらに特許庁特司警は、技術警察の活性化のために2021年7月に技術捜査専担組織を新設し、特司警が属する産業財産調査課の組織を拡大改編した。全人員数を47人から58人へと増員し、産業財産調査課内の1つの部署として構成されていた組織を技術デザイン特別司法警察課（以下「技術警察課」という）、商標特別司法警察課、及び不正競争調査チームに細分化し、それぞれ独立に運用できるようにした。このうち、技術捜査専担組織である技術警察課には、特許審査・審判経験者、弁護士、弁理士、博士、薬剤師等種々の分野の専門家が参画している。

韓国の法務部の統計によると、特許権、営業秘密、デザイン権侵害の犯罪は合計して毎年1000件余り発生している。その一方で、韓国特許庁には、450人以上の理工系博士号所持者を含め、知的財産分野における最高の専門家である1100人余りの審査・審判人材が在籍している。このような特殊性に鑑みて、「技術」及び「法律」の専門性を兼ね備えた人材を擁する特許

庁に侵害犯罪捜査権限を付与するため、上記のような法令改正がなされたのである。

以下、特許庁特司警の捜査対象及び事件処理手続に関連して、商標権侵害を含む侵害犯罪事件についての一般的事項を紹介した後、特許権・デザイン権・営業秘密等の侵害を捜査してきた技術警察の具体的な捜査現況と今後の動向について詳察する。

## 2. 1 捜査対象

### (1) 特許庁に登録された権利に対する侵害行為

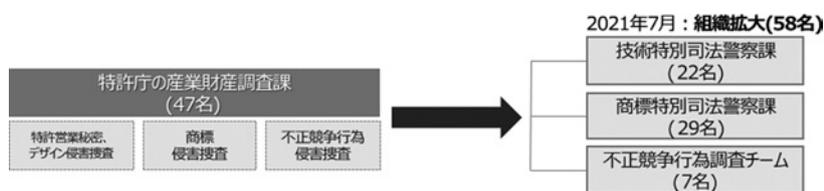
侵害として成立するためには、①特許庁に登録された権利（特許権、商標権及びデザイン権）又は専用実施権（専用使用権）が存在しなければならず（時間的に権利の存続期間内の侵害であること、地域的に国内権利の侵害行為であることを要する）、②正当な権原のない者の実施でなければならず、③「業」としての実施であり、④該当権利の保護範囲に属することが要求される。

### (2) 技術上又は経営上の情報としての営業秘密に対する侵害行為

営業秘密として認定されるためには、公然と知られておらず、独立した経済的価値を有しなければならず、合理的な努力によって秘密として維持されたという点を立証しなければならない。生産方法、販売方法、その他に営業活動に有用な技術上又は経営上の情報が含まれる。不正な利益を得る又は営業秘密保有者に損害を与える目的で、営業秘密を取得、使用する又は第三者に漏洩する行為を、営業秘密を侵害した行為として判断するようになる。

## 2. 2 事件処理の手続及び特徴

侵害申告（告訴／告発）が受理されることによって特許庁特司警の調査が始まり、被害者が申告した内容を対照し、侵害の程度を捜査した後、侵害であると判断される場合は、法律に従って処罰レベルを定めて起訴意見として検察に送致する。



特許庁特司警の組織改編

(1) 侵害申告

一般に、権利者の告訴又は第三者の告発があってはじめて捜査が開始されるが、公益的特性が強い特許権、商標権及び営業秘密の侵害は、権利者の告訴や第三者の告発がなくても捜査が開始され得る。ただし、この場合は、捜査の必要性と相当性の要件を備えなければならない。反面、デザイン権侵害は、被害者である権利者の告訴があってはじめて捜査が開始される<sup>(8)</sup>。

(2) 申告時期

特許権、商標権及び営業秘密の侵害は、告訴・告発の時的制限がない。これに対し、デザイン権侵害は、犯人を知った日から6月以内に告訴をしなければならない。もちろん侵害犯罪が継続している場合は、侵害犯罪が最終終了した時点から6月が経過していなければ、告訴により捜査が開始され得る。

(3) 事件処理期限

告訴・告発により犯罪を捜査する場合は、告訴・告発があった日から2月以内に完了し、告訴・告発以外の事由により調査捜査する場合は、最初の着手日から3月以内に完了することを目標としており（特許庁特別司法警察官吏職務規程第16条）、捜査のスピードを特徴とする。ただし、当該規程を遵守することが難しい正当な事由がある場合には、各司法警察課長に報告した後、最初の着手日から1年以内に捜査を完了すればよいものとされている。

(4) 強制調査権

公務員が行政調査に臨むときは強制調査権がないものとされるが、特許庁の公務員が特別司法警察として捜査するときは刑事訴訟関連法令に定められた手続きに従って家宅搜索、逮捕等を執行することができる強制調査権があり、効率よく捜査を進めることができる。

具体的には、特許庁特司警は、被疑者が罪を犯したと疑うに値する相当な理由があり、正当な理由なく刑事訴訟法第200条の規定による出席要求に応じない又は応じないおそれがあるときは、逮捕令状の発行を受けて被疑者を逮捕することができる。また、犯罪捜査に必要なときは、家宅搜索及び検証令状の発行を受けて家宅搜索をすることができる。逮捕、家宅搜索及び検証令状の発行については、特許庁特司警が検事に申請すると、検事がこれを検討した後、法院に申請し、

法院は令状を発行する手続きに従う。

加えて、金融取引内訳の調査のための家宅搜索も可能であり、検事の許可があれば通信資料の提供も関連機関に要請することができる。

2. 3 技術警察事件の捜査現況

技術警察に受理された（即ち、立件処理された）技術関連の犯罪事件は、特許庁特司警の権限が拡大された初年度である2019年と比較して2020年、2021年に大きく増加した。処理完了（即ち、検察送致）事件も毎年継続して増加している。

特に、営業秘密については、立件対象者数が2019年には20人、2020年には39人、2021年には85人と毎年2倍ずつ増加し、検察送致者数も2020年には9人であったが、2021年には68人に急増した。

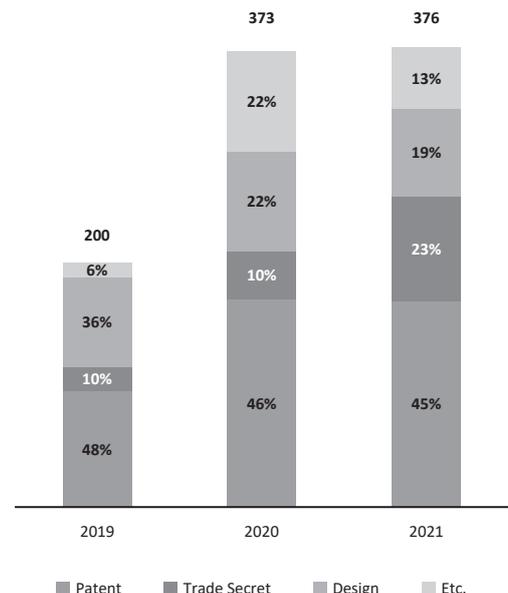
代表的事件として、2021年12月、特許庁特司警は大田地方検察庁及び国家情報院と協力して営業秘密関

技術警察事件統計

(単位：名)

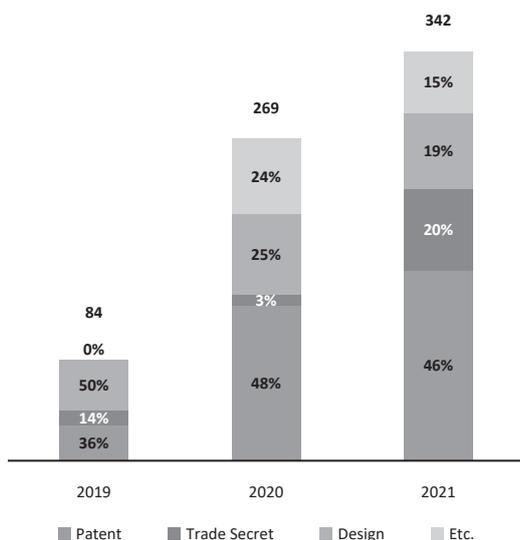
区分	2019		2020		2021	
	立件	送致	立件	送致	立件	送致
特許	95	30	170	130	169	159
営業秘密	20	12	39	9	85	68
デザイン	73	42	82	67	72	64
その他*	12	-	82	63	50	51
計	200	84	373	269	376	342

\*その他：商品形態模倣（dead copy）の取り締まり等  
出典：特許庁資料



立件基準、出典：特許庁資料

全技術警察事件の構成比率の変化



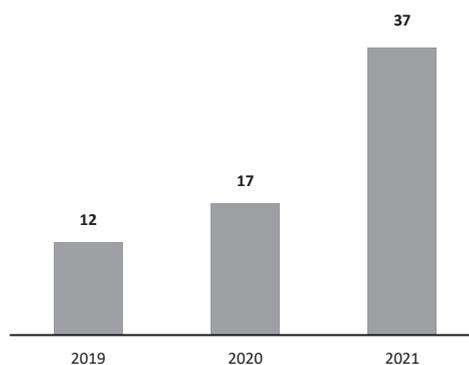
送致基準、出典：特許庁資料

#### 全技術警察事件の構成比率の変化

連犯罪を捜査し、約 1150 億ウォン規模（被害企業による推算）の技術被害を防止している。この事件で特司警は、2020 年 1 月に被害企業の申告を通じて、半導体・ディスプレイ等の生産設備の一種である天井台車装置（Overhead Hoist Transfer, “OHT”）関連技術を韓国の中堅企業から盗み中国に流出させようとした犯罪行為を認知し、独自に捜査に着手した。これと同時に国家情報院産業機密保護センターと共同で情報を収集して主犯 2 人をまず特定し、同年 5 月には被申告人が代表として在職中の会社を家宅捜索した。特許庁特司警は家宅捜索により確保した OHT 関連の営業秘密の不法流出及び使用に関する証拠に基づき、7 人を起訴意見として検察に送致した。

過去 3 年間の技術警察事件を告訴人の類型別に詳察すると、中小企業と個人が大部分を占めていることがわかる。一方、外国企業又は外国人の比率に関する統計は公開されていないが、特許庁特司警の関係者によれば、外国企業又は外国人の告訴、告発に対しても当然ながら捜査を進めているという。

技術警察が家宅捜索令状の発行を受けた数も年々増



出典：特許庁資料

#### 技術警察の家宅捜索令状発行件数

加している。家宅捜索令状はほとんどが営業秘密事件に関するものと推定される。技術警察の家宅捜索により収集された証拠は、後日、被告人に対する別途の民事訴訟でも用いることができる。

## 2. 4 技術警察制度の今後の動向

特許庁は、技術警察の権限をさらに拡大するための努力を続けている。現在、(i) 営業秘密侵害の未遂及び予備・陰謀罪、(ii) 不正競争防止法で不正競争行為として規定するデータの技術的保護措置に対する無力化行為、(iii) 『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』による産業技術の流出・侵害罪にまで、技術警察の業務範囲を拡大する改正法案が国会に提出されている状態である。

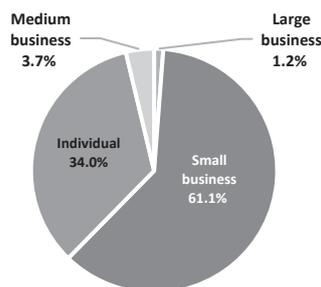
また、韓国政府は、技術関連犯罪の管轄を、特司警捜査→大田地方検察庁起訴→大田地方法院の 1 審裁判→特許法院の 2 審裁判<sup>(9)</sup>→大法院の 3 審裁判に集中させる案についても検討中である。これにより高度な技術関連事件で、専門性と効率性が強化されると期待されている。

こうした技術警察制度が定着していく中、今後韓国で技術関連犯罪に対応するにあたっては、技術警察との協力も積極的に考慮すべきであろう。上述したような特徴を有する捜査が特許庁特司警により進められることにより、知的財産権の保護に関連して下記のような影響を及ぼすと予想される。

第一に、民事訴訟に比べて捜査が迅速に進められるため、発展が速い最新技術の奪取及び侵害を防ぐ有効な手段の 1 つとして考慮できる。

第二に、技術に対する理解度の高い捜査官が調査を進めるため、関連業界の認識や技術的事項に基づいた判断がなされるものと期待される。

第三に、捜査の過程で家宅捜索ができるため、これ



2019~2021 年、出典：特許庁資料

#### 技術警察事件の告訴人の類型

による証拠資料の確保が容易であり、確保された証拠は別途の民事訴訟でも活用が可能である。

### 3. 韓国貿易委員会（Korea Trade Commission）

貿易委員会は、不公正貿易行為による国内産業被害の調査、審議・判定、及び救済措置の建議等『不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律<sup>(10)</sup>』（以下「不公正貿易調査法」という）の任務を行うにおいて、9人の貿易委員会委員の審理と合議を通じて議決し、これを委員会独自の名義で対外的に発表する合議制行政機関である。不公正貿易調査法に従って知的財産権侵害物品の輸出入行為等を調査して判定するという意味で準司法的な機関といえる。

貿易委員会は、不公正貿易調査法に基づいて産業通商資源部の所属機関<sup>(11)</sup>として設置されたが、委員会の各種調査と業務処理を独自に推進することができるように事務機構として貿易調査室を置くことで独自の業務推進を可能にした。ただし、貿易委員会の予算編成及び執行と人事において産業通商資源部長官の指揮・統率を受けているため法律上独立機関であるともみなすことは難しいが、業務上独立性の付与を受けているといえる。

以下、知的財産権侵害物品の輸出入行為等を調査して判定する不公正貿易行為調査制度とそれに関連した事項をさらに詳察する。

#### 3. 1 不公正貿易行為調査制度の沿革

貿易委員会の不公正貿易行為調査は、1986年に制定された対外貿易法第37条に基づいて1987年7月に施行されたものである。草創期の不公正貿易行為の類型は、交易相手国の法令により保護される商標権又はデザイン権を侵害する物品を輸出入する行為に制限されていた。

1989年12月の対外貿易法の改正により調査範囲を

従来の「商標権、デザイン権」の侵害以外に「特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、プログラム著作権」の侵害も追加することができるようになり、組織の面で現在のような貿易調査室の体系を備えるようになった。

2001年2月の不公正貿易調査法の制定により、対外貿易法上の貿易委員会関連事項が同法に移管され、その結果、独立法に従って調査業務を行うようになった<sup>(12)</sup>。

#### 3. 2 貿易委員会の組織

貿易委員会は、委員長1人、それ以外の委員8人からなる計9人の委員で構成される。貿易委員会の委員は、産業・貿易・通商・会計又は知的財産権分野、学界、法曹界等、各分野の学識と経験を備えた人物で構成され、委員長と委員は、産業通商資源部長官の推薦により大統領が任命又は委嘱する。委員長と委員の任期は3年で、再任が可能である。

委員長は、非常任であるが、貿易委員会を代表し、貿易委員会の会議を主宰する。委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席で開議し、出席委員の2分の1以上の賛成で議決する。

不公正貿易調査法第27条第2項は、貿易委員会の業務を処理するための事務機構を置くことができるように規定している。これにより、貿易委員会の所属として貿易調査室を置いており、貿易調査室の下に不公正貿易調査課が知的財産権侵害物品の輸出入行為（不公正貿易行為）の調査・判定及び救済措置に関する事項等の業務を行う<sup>(13)</sup>。

#### 3. 3 不公正貿易行為の調査機能及び特徴

不公正貿易行為の調査及び制裁に関連して<sup>(14)</sup>不公正貿易調査法で禁止して<sup>(15)</sup>いる内容は、次の通りである。



韓国貿易委員会貿易調査室の組織図

- ①大韓民国の法令や大韓民国が当事者である条約によって保護される特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・著作権・著作隣接権・プログラム著作権・半導体集積回路の配置設計権や地理的表示又は営業秘密を侵害する物品等を海外から韓国に供給し若しくは韓国に輸入及び販売する行為、又は韓国から輸出若しくは輸出を目的として韓国国内で製造する行為
- ②原産地を偽って表示したり原産地を誤認させる表示をした物品、原産地表示を損傷若しくは変更した物品、又は原産地表示をしていない原産地表示対象物品を輸出・輸入する行為
- ③品質等を偽って表示し又は誇張して表示した物品等を輸出又は輸入する行為
- ④輸出入契約の履行に関連して契約内容と顕著に異なる物品等の輸出入、又は紛争の発生等を通じて韓国の対外信用を損傷させて該当地域に対する輸出又は輸入に支障をきたす行為

貿易委員会は、当事者の申請又は職権により不公正貿易行為を調査し、不公正貿易行為者に次のような是正措置を命令<sup>(16)</sup>するか課徴金<sup>(17)</sup>を賦課する。

- ①該当物品等の輸出・輸入・販売・製造行為の中止
- ②該当物品等の搬入排除又は廃棄処分
- ③訂正広告
- ④法律違反により貿易委員会から是正命令を受けた事実の公表

不公正貿易行為の調査の流れは、下記の通りである。貿易委員会は、不公正貿易行為があると判定すれば該当行為者に年平均取引金額の30%の範囲内で課徴金を賦課できる。ただし、取引金額がないか取引金額を算定するのが困難な場合には、5億ウォンの範囲内で課徴金を賦課できる。

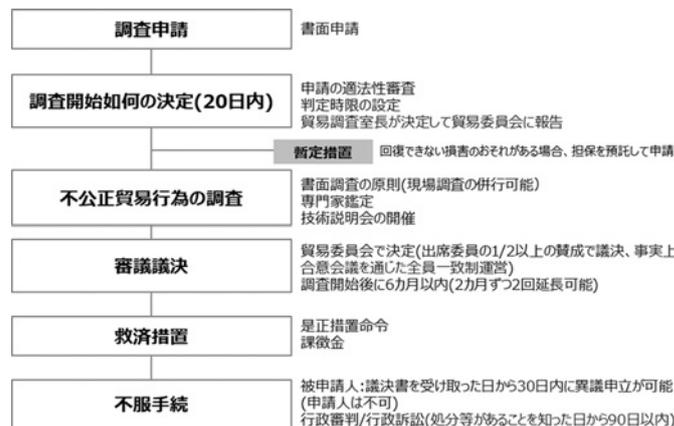
貿易委員会の不公正貿易行為調査制度の主な特徴は、次の通りである。第一に、知的財産権の保護範囲が特許権、商標権、デザイン権等のいわゆる産業財産権以外にも、著作権と半導体集積回路の配置設計権、営業秘密等にわたっており広範囲である。第二に、調査開始決定日から6月<sup>(18)</sup>以内に不公正貿易行為の該非を判定しており、他機関（法院、特許審判院等）に比較して低コストで迅速な判定が可能である。第三に、回復できない被害等について、調査申請後に暫定措置制度を通じて、不公正貿易行為の中止等の迅速な救済措置を受けることができる。第四に、知的財産権侵害に関連して貿易委員会で侵害と判定された物品と同一の物品が第三者によって輸出入される場合、別途の調査・判定手続なしに既判定物品確認制度を通じて迅速な救済が可能である。

まとめると、他機関に比較して輸入・輸出・販売行為の中止等の制裁措置の範囲と種類が多様であり、強力な効力により不公正貿易行為に対する効果的な救済が可能である。

### 3. 4 貿易委員会の不公正貿易行為の調査現況及び事例

貿易委員会は、設立された1987年7月から2022年3月まで計390件の調査申請があり、このうち139件(35.6%)に対して輸入・製造差止等の是正命令を下したことを公開している<sup>(19)</sup>。類型別の申請件数は知的財産権侵害(247件、63.3%)が最も多く、原産地表示違反(76件、19.4%)、輸出入秩序阻害(65件、16.7%)事件の順である。

知的財産権侵害について上記の全期間で調査が開始され判定が下された件数(149件)に対して、輸出入差止等の制裁措置が下された件数(82件)の比率は



韓国貿易委員会の不公正貿易行為の調査手続図

55%であって、特にデザイン権侵害と商標権侵害による制裁措置の比率はそれぞれ79%と66%であり最も高く、特許権侵害による制裁措置については30%で最も低かった。

最近10年間（2012年～2022年）では、知的財産権侵害に関連して調査申請された件数は82件で年平均8件超ほどであるが、2020年以後に調査申請された件数は平均に満たない。

ただし、近年では、米国の多国籍製薬企業であるA社が韓国企業B社を相手取ってワクチンの輸出差止等の調査を申請し（2019年1月）、韓国のC社が米国の多国籍半導体企業D社を相手取ってCPU、グラフィックカードの輸入差止等の調査を申請し（2021年6月）、ベルギーの多国籍素材企業E社が中国のF社を相手取ってバッテリー正極材の輸入差止等の調査を申請（2021年7月）する等、世間の耳目を集める大型事件が貿易委員会に調査申請され、調査が進められている。

その他に、機械分野の特許について、スイスのG社が日本のH社を相手取って貿易委員会に不公正貿易行為差止を申請した事件で、筆者と筆者が所属する事務所の専門家らが参画し、H社を代理してG社の特許を無効にし、不公正貿易行為に該当しない旨の判

定を受けた最近の事例もある。

韓国貿易委員会は、輸入・輸出・販売行為の中止等、制裁措置の範囲と種類が多様であり、短期間で強力な効力の決定が出されるため、韓国において権利者の立場では不公正貿易行為に対する効果的な救済が可能である一方、被申請人の立場では迅速かつ広範囲な対応が必要となる。

#### 4. おわりに

本稿では、知的財産保護のために韓国が特徴的に有している特許庁の産業財産特別司法警察と産業通商資源部の貿易委員会の制度及び活動内容について紹介した。

両機関は、それぞれ刑事的措置及び輸出入差止等の強力な措置が可能であり、比較的短期間で事件を終結させられるという特徴がある。これに対する日本の政府や企業の立場に鑑みると、知的財産の保護のための日々の努力を多観点から続けている中で、日本弁理士をはじめとする知的財産権の専門家らは、韓国の両機関が果たして顧客のニーズに合致するような特徴的要素を有しているかを一度検討し点検してみることも望ましいであろう。

全期間の知的財産権侵害調査申請及び処理現況

区分 (単位：件)	知的財産権侵害						
	特許権	実用新案	商標権	デザイン権	著作権	営業秘密	小計
調査申請	77	4	122	18	17	9	247
調査開始	50	2	71	15	10	6	154
調査中	3	—	—	1	—	1	5
制裁措置	14	1	47	11	6	3	82
その他*	59	3	75	6	11	5	159

\*その他：嫌疑なし、調査終結（調査不開始、調査不能、申請撤回を含む）、関連機関への移牒

最近10年の知的財産権侵害調査申請及び開始現況

区分 (単位：件)		'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22.3	計
知財権 侵害	申請	8	7	7	9	12	8	9	13	3	5	1	82
	調査開始	4	5	3	7	9	6	8	11	3	5	—	61

(注)

- (1) 金張法律事務所の韓国弁護士
- (2) 金張法律事務所の韓国弁理士
- (3) 2022年4月4日、日本特許庁（JPO）は「令和3年度 我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査報告書」を発表している。[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/keizai\\_yakuwari/report\\_2021.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/keizai_yakuwari/report_2021.pdf)
- (4) 2022年3月31日、世界貿易機関（WTO）は「知識の貿易：変化した世界経済の知的財産権、貿易及び開発（Trade in Knowledge：Intellectual Property, Trade and Development in a Transformed Global Economy）」という書籍を発売し、その発売イベントで研究・分析が、開発、貿易、技術及び知識拡散の交差点にいる現在の問題に及ぼす影響を及ぼすのかを論議した。[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/trips\\_e/tradeinknowledge22\\_e.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/tradeinknowledge22_e.pdf)
- (5) 韓国と同じ大陸法系の国である日本も、特別司法警察制度と関連し授權法律及び運営において韓国と類似の制度を運営している。日本刑事訴訟法第190条も森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うことができる旨を規定している。
- (6) 特許庁特別司法警察官吏執務規程では、特許庁特別司法警察官吏を「産業財産警察」とも称する。
- (7) 本文中で言及した通り、日本の特別司法警察制度は、関連法律・用語・運営の面で韓国と非常に類似すると解することができるが、日本の「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」によって司法警察権限が付与された職務範囲は、警察庁皇宮警察本部皇宮護衛、法務省矯正局刑務、厚生労働省労働基準監督、農林水産省漁業監督、国土交通省海上保安庁海上保安、厚生労働省麻薬取締部麻薬取締、防衛省自衛隊警務官職務等10余りと理解されるため、韓国の50余りの職務範囲と大きな開きがある。
- (8) 現行の韓国のデザイン保護法は、デザイン権及び専用実施権の侵害を親告罪として規定しているが、非親告罪である反意思不罰罪への改正法案が韓国の国会に提出されている。
- (9) 韓国で特許等知的財産権の審決取消訴訟と民事侵害訴訟の2審は、2016年から特許法院に管轄を集中して運営されている。
- (10) 韓国の対外貿易法に貿易振興等に関する一般的な事項と共に規定されていた不正貿易行為及び産業被害救済に関する調査等の手続をこの法に別途に規定することによって一般国民がこれを容易に理解できるようにし、輸入物品の増加による国内産業の被害救済手続を世界貿易機関設立のためのマラケシュ協定により合致させるように改善する一方、貿易委員会の構成において専門性及び公正性を強化し、不正貿易行為等に関する調査手続を明瞭化するために2001年2月3日に制定された。

- (11) 1995年にWTOが設立されるに伴って発効した貿易関連知的財産権に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPs）第51条以下は、国境措置（border measures）について規定している。TRIPsの国境措置に関する規定は、行政又は司法の管轄当局（competent authorities）に書面で請求できるようにする手続を採択するものとしている。
- (12) これは米国の国際貿易委員会（ITC：International Trade Commission）が米国通商貿易法第201条によるセーフガード制度、1930年関税法第701条及び第731条による相殺関税及びダンピング防止関税に関連する国内産業被害有無調査、関税法第337条による知的財産権侵害による国内産業被害調査、並びに関税法第332条による輸入による競争力調査及び大統領や議会で要請する調査業務を行うのと類似する。
- (13) 不正貿易調査課は、これ以外にも原産地表示違反物品の輸出入及びその他の輸出入秩序を損なうおそれがある行為に対する調査を行う。貿易調査室は、貿易救済政策課、産業被害調査課、ダンピング調査課と不正貿易調査課の4課を置いている。
- (14) 米国の場合、ITCと税関が共に存在し、韓国と類似の構造を有している。韓国と同様にITCと税関は緊密な協力関係のもとで、ITCは排除命令の措置を下し、税関が執行する。米国税関は、商標／商号権及び著作権違反に対する通関保留の独自の国境措置機能を有している。一方、日本、EU及び中国はいずれも税関が唯一の国境措置機関であり、韓国貿易委員会（KTC）及び米国ITCのような機関を有していない。
- (15) 不正貿易調査法第4条（不正貿易行為の差止）に規定されている。
- (16) 不正貿易調査法第10条（是正措置）に規定されている。
- (17) 不正貿易調査法第11条（課徴金）に規定されている。
- (18) 不正貿易調査法第9条（判定及び通知等）に規定されている。ただし、貿易委員会は次のいずれか1つに該当する事由がある場合には、当該期間を2ヶ月の範囲で2回延長できる。
  - ① 調査中である不正貿易行為に関連して訴訟又は特許審判等の関連の紛争調停手続が進行中である場合
  - ② 申請人又は被申請人が正当な事由を提示してその期間の延長を申請した場合
  - ③ その他に調査内容が複雑であったり当事者が資料を提出しない等、やむを得ない事情により期間を延長せざるを得ないと認められる場合
- (19) 貿易委員会のホームページ  
<https://www.ktc.go.kr/statsTotal.do>

(原稿受領 2022.5.12)